

議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案書35P～ 38P

1. 条例改正の目的

本市の水道料金については、平成12年以後、改定されないまま23年が経過しており、現在、料金収入にて給水に係る費用を賄えていない状況に加え、昨今の物価高騰や電気代の高騰、工事等の人件費の上昇といった社会情勢の変化に伴い、資金残高は減少の一途を辿っている。

将来にわたって安全・安心な水を持続的に供給すること、また老朽化した施設の更新や耐震化を国の補助金も活用しつつ計画的に進めるため財源を確保する必要があることから、水道料金を平均約16%改定するもの。

議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案書35P～ 38P

2. 条例改正の内容

(1) 水道料金

①基本料金

用途別	メーターの口径	改定料金	現行料金
一般用	13mm	<u>908円</u>	770円
	20mm	<u>1,026円</u>	870円
	25mm	<u>1,215円</u>	1,030円
	30mm	<u>1,699円</u>	1,440円
	40mm	<u>3,422円</u>	2,900円
	50mm	<u>5,015円</u>	4,250円
	75mm	<u>11,033円</u>	9,350円
	100mm	<u>17,464円</u>	14,800円
	150mm	<u>67,614円</u>	57,300円
		200mm以上	<u>141,600円以内で管理者が定める額とする。</u>
浴場用	—	<u>使用水量200立方メートルまで 17,400円</u>	使用水量200立方メートルまで 15,000円
臨時用	20mm	<u>1,589円</u>	1,370円
	25mm	<u>2,389円</u>	2,060円
	40mm	<u>6,078円</u>	5,240円
	50mm	<u>9,129円</u>	7,870円
	75mm	<u>20,300円</u>	17,500円
	100mm	<u>32,480円</u>	28,000円
	150mm	<u>124,120円</u>	107,000円
		200mm以上	<u>266,800円以内で管理者が定める額とする。</u>

議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案書35P～ 38P

②従量料金

用途別	使用水量の区分	改定料金	現行料金
一般用	10m ³ までの分（ただし、口径20mm以下の場合には8m ³ を超え10m ³ までの分）	<u>138円</u>	124円
	10m ³ を超え20m ³ までの分	<u>168円</u>	147円
	20m ³ を超え30m ³ までの分	<u>189円</u>	164円
	30m ³ を超え100m ³ までの分	<u>234円</u>	199円
	100m ³ を超え200m ³ までの分	<u>276円</u>	234円
	200m ³ を超え500m ³ までの分	<u>316円</u>	268円
	500m ³ を超え1,000m ³ までの分	<u>359円</u>	305円
	1,000m ³ を超える分	<u>402円</u>	341円
浴場用	200m ³ メートルを超える分	<u>116円</u>	100円
臨時用	1m ³ につき	<u>638円</u>	550円

(2) その他

水道法施行令の一部改正に伴う条文整理等の所要の改正

3. 施行期日

令和6年4月1日

議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案書35P～ 38P

新料金表(案)

◆ 23年ぶりの料金改定による新料金表(案)は、以下のとおりです。

(1ヶ月/税抜)

		水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)																			
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)								1001m ³										
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³											
一般用	13mm	908(+138)	0																		
	20mm	1,026(+156)		通増度 2.75倍⇒2.91倍																	
	25mm	1,215(+185)																			
	30mm	1,699(+259)	+18%	138 (+14)	138 (+14)	168 (+21)	189 (+25)	234 (+35)	276 (+42)	316 (+48)	359 (+54)	402 (+61)									
	40mm	3,422(+522)																			
	50mm	5,015(+765)																			
	75mm	11,033(+1,683)																			
	100mm	17,464(+2,664)																			
150mm	67,614(+10,314)																				
浴場用	200mm まで	17,400(+2,400)											0							116 (+16)	+16%
臨時用	20mm以下	1,589(+219)											+16%	638 (+88) +16%							
	25mm	2,389(+329)																			
	40mm	6,078(+838)																			
	50mm	9,129(+1,259)																			
	75mm	20,300(+2,800)																			
	100mm	32,480(+4,480)																			
	150mm	124,120(+17,120)																			


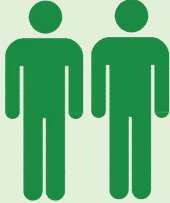

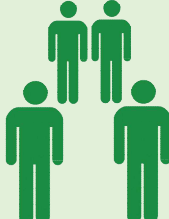


議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

23年ぶりの料金改定による影響額の試算

議案書35P~ 38P

実際の影響額

■ 口径別、使用水量別の現行料金と平均約16%改定料金の比較(税込み、メーター使用料含む)

口径	20mm				40mm	75mm
使用水量	8m ³ /月	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	1,000m ³ /月	2,000m ³ /月
イメージ	 1人暮らし	 2人暮らし	 3人暮らし	 4人暮らし	 病院	 工場
現行料金 (メーター使用料)	1,111円/月	1,383円/月	3,000円/月	4,804円/月	305,547円/月	689,403円/月
			うち、154円		うち、319円	うち、1,980円
差額	1,282円/月 (+171円)	1,586円/月 (+203円)	3,434円/月 (+434円)	5,513円/月 (+709円)	359,636円/月 (+54,089円)	811,869円/月 (+122,466円)

今後も3年毎を目途に、適正な水道料金について検証・見直しを行って参ります

交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）新旧対照表

新		旧	
<p>(構造及び材質)</p> <p>第8条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）<u>第6条</u></p> <p>_____に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号の一に該当するときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、_____管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 給水装置を共有し、又は共用するとき。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(水道料金)</p> <p>第26条 水道料金は、次の各号に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金</p>		<p>(構造及び材質)</p> <p>第8条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）<u>第4条及び同条第2項の規定による給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）</u>に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号の一に該当するときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、<u>給水区域内に居住するものから</u>管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき。</u></p> <p><u>(2) 給水装置を共有するとき。</u></p> <p><u>(3) 給水装置を共用するとき。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(水道料金)</p> <p>第26条 水道料金は、次の各号に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金</p>	
用途別	メーターの口径	基本料金（一戸（箇所）1か月につき）	基本料金（一戸（箇所）1か月につき）

新			旧		
一般用	13ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 908円	一般用	13ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 770円
	20ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 1,026円		20ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 870円
	25ミリメートル	1,215円		25ミリメートル	1,030円
	30ミリメートル	1,699円		30ミリメートル	1,440円
	40ミリメートル	3,422円		40ミリメートル	2,900円
	50ミリメートル	5,015円		50ミリメートル	4,250円
	75ミリメートル	11,033円		75ミリメートル	9,350円
	100ミリメートル	17,464円		100ミリメートル	14,800円
	150ミリメートル	67,614円		150ミリメートル	57,300円
	200ミリメートル以上	141,600円以内で管理者が定める額とする。		200ミリメートル以上	120,000円以内で管理者が定める額とする。
	浴場用	使用水量200立方メートルまで 17,400円		浴場用	使用水量200立方メートルまで 15,000円
臨時用	20ミリメートル以下	1,589円	臨時用	20ミリメートル以下	1,370円
	25ミリメートル	2,389円		25ミリメートル	2,060円
	40ミリメートル	6,078円		40ミリメートル	5,240円
	50ミリメートル	9,129円		50ミリメートル	7,870円
	75ミリメートル	20,300円		75ミリメートル	17,500円
	100ミリメートル	32,480円		100ミリメートル	28,000円

新			旧		
	150ミリメートル	124,120円		150ミリメートル	107,000円
	ル			ル	
	200ミリメートル	266,800円以内で管理者が定める額と		200ミリメートル	230,000円以内で管理者が定める額と
	ル以上	する。		ル以上	する。

(2) 従量料金

用途別	使用水量の区分 (1戸 (箇所) 1か月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまでの分 (ただし、口径20ミリメートル以下の場合には8立方メートルを超え10立方メートルまでの分)	138円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	168円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	189円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	234円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	276円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	316円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	359円

(2) 従量料金

用途別	使用水量の区分 (1戸 (箇所) 1か月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまでの分 (ただし、口径20ミリメートル以下の場合には8立方メートルを超え10立方メートルまでの分)	124円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	147円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	164円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	199円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	234円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	268円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	305円

新			旧		
	1, 000立方メートルを超える分	402円		1, 000立方メートルを超える分	341円
浴場用	200立方メートルを超える分	116円	浴場用	200立方メートルを超える分	100円
臨時用	1立方メートルにつき	638円	臨時用	1立方メートルにつき	550円
(3) (略)			(3) (略)		
2 (略)			2 (略)		
(給水装置の基準違反に対する措置)			(給水装置の基準違反に対する措置)		
<p>第41条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>			<p>第41条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、施行令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>		
2・3 (略)			2・3 (略)		

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

	議案第73号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めたもの。	改定後の北河内7市、府下及び全国平均との水道料金比較（口径20mm・1か月・20㎡使用、税込、メーター使用料含む、本市については改定後料金） 本市3,434円、枚方市2,290円、寝屋川市2,600円、大東市2,625円、守口市2,638円、門真市2,723円、四條畷市2,923円、府下平均2,996円、全国平均3,595円				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
本市の水道料金については、平成12年以後、改定されないまま23年が経過しており、現在、料金収入にて給水に係る費用を賄えていない状況に加え、昨今の物価高騰や電気代の高騰、工事等の人件費の上昇といった社会情勢の変化に伴い、資金残高は減少の一途を辿っている。将来にわたって安全・安心な水を持続的に供給すること、また老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に進めるために必要な財源を確保する必要があることから、水道料金を改定するもの。	収益的収支が改善し、健全な経営のための資金残高を維持することができる。また、料金収入にて給水に係る費用を賄えるようになることで、国庫補助金の採択要件を満たす事業を増やすことができ、対象事業実施の際には補助金収入を見込めるようになる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年4月から令和5年10月までに、交野市水道事業経営審議会が開催され、交野市水道事業経営のあり方について答申を得た。 令和5年10月6日の交野市経営会議にて、平均約16%の水道料金改定の方針を決定。	まちづくりの目標	目 標	4みんながつどい交流し、活力が生まれるまち		
	政策分野または経営方針	分野・方針	21上水道・下水道		
	施策	施 策	安全で安定した上水道事業の推進		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
	〈政策等の実施時期〉	令和6年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	水道局	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表他）		